



第39回
定時株主総会
招集ご通知

日 時

2019年6月27日(木曜日) 午前10時
受付開始 午前9時

場 所

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン

議 案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件
第4号議案 第3号議案承認を条件とした取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

証券コード:6569

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第39回定時株主総会を2019年6月27日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

現在、社会環境や労働環境が大きく変化しており、価値観の多様化が急速に進む中、これまでの人と企業の関係性を見つめ直すことが求められます。当社におきましても、常に長期展望を見据えながら、お客様に対し価値あるサービスの提供に努めてまいります。

日総グループは創業理念である「人を育て 人を活かす」ことを、社会のサステナビリティへの貢献と捉え、ものづくりの未来に向けて、人材の側面から「メイド・イン・ジャパン」を支えてまいります。

引き続き、株主の皆様のご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役社長
矢花卓夫



創業理念

人を育て 人を活かす

ビジョン

メイド・イン・ジャパンを支える
最高のプロ集団になる

目次

第39回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告	47

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号
日 総 工 産 株 式 会 社
代表取締役社長 矢 花 卓 夫

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただくか、後記「インターネット等による議決権行使のご案内」（4ページ）をご高覧の上、期限までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第39期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第4号議案 第3号議案承認を条件とした取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nisso.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nisso.co.jp/>）に掲載させていただきます。

~~~~~



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

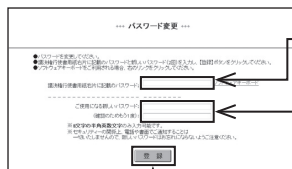
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第39期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金37円 総額620,878,981円
(注) 当社は2019年5月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第39期)の期末配当につきましては、配当基準日が2019年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	再任	所有する当社の株式数
1	清水 竜一 しみず りゅういち 生年月日 1961年5月30日	40,000株
略歴、当社における地位及び担当		
1988年7月 当社入社		
1990年10月 同 豊田営業所長		
1991年8月 同 取締役豊田営業所長		
1993年2月 同 取締役生産事業本部長		
1997年4月 同 取締役管理本部長		
1998年9月 同 常務取締役		
2001年6月 同 取締役副社長		
2004年4月 同 代表取締役社長		
2019年4月 同 代表取締役会長（現任）		
■重要な兼職の状況		
株式会社CWホールディングス 代表取締役		
清水興産株式会社 取締役		
日総ニフティ株式会社 取締役		
一般社団法人日本生産技能労務協会 副理事長		
■取締役候補者とした理由		
清水竜一氏は、当社に入社以来、製造系人材サービス事業の展開において重要な業務の意思決定に携わり、経営者としての豊富な業務経験と実績及び見識を有しております。今後さらなる事業拡大に向けた経営戦略の実現への貢献が期待されることから、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号

2

やばな たくお
矢花 卓夫

再任

生年月日 1959年5月16日

所有する当社の株式数
14,000株

略歴、当社における地位及び担当

1998年4月 当社入社
2003年10月 同 第三事業部長
2005年4月 同 執行役員北関東事業部長兼南関東事業部長
2007年10月 同 上席執行役員関連事業開発本部長
2014年4月 同 北日本エリア・マネージャー兼営業部長
2015年4月 同 取締役事業本部長兼営業部長
2016年4月 同 常務取締役事業本部長
2018年4月 同 取締役副社長事業本部長
2018年10月 同 代表取締役副社長
2019年4月 同 代表取締役社長（現任）

■重要な兼職の状況

日総ブレイン株式会社 取締役

■取締役候補者とした理由

矢花卓夫氏は、当社に入社以来、営業、人材育成分野における豊富な業務経験及び高い見識を有しており、2015年に取締役に就任以来、強いリーダーシップを発揮し、業績を向上させた実績から、今後の製造系人材サービス事業の拡大及び競争力強化に向けて適任と判断し、取締役候補者としていたしました。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

候補者番号

3

しみず ただお
清水 唯雄

再任

生年月日 1936年8月21日

所有する当社の株式数
996,400株

略歴、当社における地位及び担当

1958年9月 日本鋼管株式会社（現JFEスチール株式会社）入社
1971年2月 日総工営株式会社（当社の前身）設立
同 代表取締役
1980年8月 当社設立 代表取締役
2001年6月 同 代表取締役会長兼社長
2004年4月 同 代表取締役会長
2019年4月 同 取締役（現任）

■重要な兼職の状況

社会福祉法人近代老人福祉協会 理事長
清水興産株式会社 代表取締役社長

■取締役候補者とした理由

清水唯雄氏は、当社設立以降、40年以上にわたって経営を担い、豊富な経験と高い見識を有し、企業価値向上に多大なる実績を残しております。今後も経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する指導をいただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

まつお しんいち
松尾 伸一

再任

生年月日 1960年10月26日

所有する当社の株式数
32,000株

略歴、当社における地位及び担当

1984年3月 当社入社
2001年7月 同 業務第二部長
2005年4月 同 執行役員中部東海事業部長
2007年10月 同 上席執行役員管理本部副本部長
2015年4月 同 執行役員管理本部長
2016年4月 同 取締役管理本部長兼総務・人事部長
2018年4月 同 取締役管理本部長兼総務部長
2019年4月 同 取締役（現任）

■重要な兼職の状況

日総びゅあ株式会社 取締役

■取締役候補者とした理由

松尾伸一氏は、当社に入社以来、営業、総務、人事労務、経理財務等、幅広い業務経験を有しており、その知識・経験を活かし、当社グループのコンプライアンス及びリスクマネジメントの強化、企業価値向上に向けて適任と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

ほりさわ しげる
堀澤 茂

再任

社外

独立

生年月日 1950年4月26日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

- 1974年 6月 慶應義塾大学生生活協同組合入社
- 1984年 8月 株式会社東京リーガルマインド入社
- 1988年 9月 早稲田経営学院入社
- 1994年12月 司法研修所入所
- 1997年 4月 弁護士登録
馬車道法律事務所入所
- 2006年 9月 かない総合法律事務所開設 所長（現任）
- 2016年 6月 当社 社外取締役（現任）

■重要な兼職の状況

かない総合法律事務所 所長
社会福祉法人白百合会 第三者委員
社会福祉法人鶴見乳幼児福祉センター 理事

■社外取締役候補者とした理由

堀澤茂氏は、かない総合法律事務所の代表であります。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての見識と経験が豊富であり、2016年6月に当社社外取締役に就任しております。主に弁護士としての専門的見地から発言をし、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

候補者番号

6

もんざわ しん
門澤 慎

再任

社外

独立

生年月日 1979年10月7日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

- 2006年 4月 マツダ株式会社入社
- 2008年 1月 監査法人A & Aパートナーズ入社
- 2010年 7月 公認会計士登録
- 2011年10月 株式会社企業情報パートナーズ入社
- 2012年 7月 株式会社プルータス・コンサルティング入社
- 2013年 4月 有限責任監査法人トーマツ入社
- 2014年 4月 株式会社プルータス・コンサルティング入社
- 2016年11月 門澤公認会計士事務所開設 所長（現任）
- 2017年 6月 当社 社外取締役（現任）
- 2019年 3月 株式会社プルータス・マネジメントアドバイザー 代表取締役社長（現任）

■重要な兼職の状況

- 門澤公認会計士事務所 所長
- 一般社団法人虎ノ門会 理事
- 株式会社プルータス・マネジメントアドバイザー 代表取締役社長

■社外取締役候補者とした理由

門澤慎氏は、公認会計士としての見識と経験が豊富であり、2017年6月に当社社外取締役に就任しております。その専門的な知識・経験に基づき客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、堀澤茂氏及び門澤慎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 堀澤茂氏及び門澤慎氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって堀澤茂氏が3年、門澤慎氏が2年となります。
4. 堀澤茂氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 門澤慎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、堀澤茂氏及び門澤慎氏を東京証券取引所に定める独立役員として届け出ており、各氏が再選された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月28日開催の第26回定時株主総会において、年額400百万円以内（ストックオプション報酬額は含まれ、使用人給与は含まない）とご承認いただいておりますが、このたび、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、中期経営計画の実現及び短期業績の達成へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と取締役との利益共有を図ることを目的として、取締役の報酬制度の見直しを行いました。

新たな報酬制度に関する本議案及び第4号議案「第3号議案承認を条件とした取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件」をご承認いただいた場合、取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、短期インセンティブ報酬としての単年度における全社連結業績（連結営業利益）の目標達成度に連動する業績連動報酬（金銭報酬）を年額300百万円以内（社外取締役への支給はありません）とすることにつきご承認をお願いいたします。

このほか、当社は、中長期インセンティブ報酬として新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、年額50百万円以内の金銭報酬債権を支給いたしたいと存じます。譲渡制限付株式報酬制度につきましては、第4号議案「第3号議案承認を条件とした取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件」にて付議いたします。

上記各報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与を含まないものといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「取締役6名選任の件」が承認可決されますと、同じく6名（うち社外取締役2名）となります。

第4号議案 第3号議案承認を条件とした取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社は、第3号議案「取締役の報酬額改定の件」の承認可決を条件として、取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入すること、並びに、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として対象取締役に對して原則として毎事業年度支給する金銭報酬債権の総額は第3号議案「取締役の報酬額改定の件」のとおり年額50百万円以内とすることにつきご承認をお願いいたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が承認可決されますと、同じく6名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。なお、本制度により対象取締役に對して発行又は処分される普通株式の総数は年80,000株以内といたします。但し、当社が普通株式について本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものといたします。1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から30年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限の解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、割当日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。その場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、政府・日銀の各種政策の効果もあって、緩やかな回復が継続いたしました。一方、世界経済においては、米中の貿易摩擦が世界経済に与える影響等、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動に留意する必要があり、景気の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く経営環境としましては、当社の重要顧客である国内メーカーの生産が安定的に推移する中で、人手不足が継続していることもあり、外部人材活用のニーズは引き続き堅調な状況でした。

このような環境の中、当社グループでは、「人を育て人を活かす」の創業理念のもと、2019年3月期から2021年3月期までの中期経営計画に沿って、営業、採用、教育活動の強化を進め、顧客評価と従業員評価の向上を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度は売上高69,161百万円（前期比16.8%増）、営業利益2,869百万円（前期比59.4%増）、経常利益2,895百万円（前期比62.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,053百万円（前期比102.4%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(総合人材サービス事業)

総合人材サービス事業では、製造系人材サービスとして製造派遣・製造請負を、事務系人材サービスとして、一般事務派遣、BPO（Business Process Outsourcing：企業運営上の業務やビジネスプロセスを、専門企業に外部委託すること）を行っております。

当連結会計年度における当事業では、売上高の91.9%を占める製造系人材サービスにおいて、重要顧客であるアカウント企業へ「技能社員」を重点的に配属していく戦略のもと、人材育成への投資を積極的に行い、製造スタッフの技能向上と定着率の向上を図ってまいりました。2018年5月1日に開設した「日総テクニカルセンター中日本（長野県岡谷市）」などの研修施設を活用し、自動車や電子部品、精密機器などの分野で活躍できる人材を育成し、顧客に付加価値の高いサービスを提供することに取り組みました。これにより、顧客環境においては、輸送機器メーカー及び電

招集
ご通知

株主
総会
参考書
類

事業
報告

連結
計算書
類

計算
書類

監査
報告

子部品メーカーを中心に受注が拡大いたしました。また、自社採用サイトの活用により低コストでの採用を実現するとともに、処遇の改善や教育機会の充実によって製造スタッフの就業意欲を高め、定着率の向上を図り、在籍者数が順調に増加（前連結会計年度末比1,598名増）いたしました。さらに、無期雇用であり定着率の高い「技能社員」を配置する提案が重要顧客において好条件で進んだ結果、前連結会計年度と比較し、当連結会計年度における月間平均一人当たり売上高は24千円増加いたしました。

この結果、総合人材サービス事業の売上高は、前連結会計年度（56,947百万円）と比較して17.1%増加し、66,684百万円となりました。

また、利益面では、増収による効果及び販管費比率の低減に向けた取り組みが、製造スタッフの処遇改善や教育への投資などによる費用の上昇を吸収した結果、営業利益は、前連結会計年度（1,905百万円）と比較して63.7%増加し、3,120百万円となりました。

（その他の事業）

その他の事業では、介護・福祉事業を行っております。

当連結会計年度における当事業では、2018年3月1日に開設した介護施設「すいとぴー東戸塚（横浜市戸塚区）」への入居者数が増加いたしました。

この結果、その他の事業の売上高は、前連結会計年度（2,273百万円）と比較して9.3%増加し、2,485百万円となりました。

一方、その他の事業においては、「すいとぴー東戸塚」の入居数は増加しておりますが、人件費や運営費など売上原価の増加を吸収しきれず、営業損失は、前連結会計年度（101百万円の営業損失）と比較して146百万円拡大し、247百万円となりました。

セグメント別売上高

セグメントの名称	第38期 (2018年3月期) (前連結会計年度)		第39期 (2019年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
総合人材サービス事業	56,947百万円	96.2%	66,684百万円	96.4%	9,737百万円	17.1%
その他の事業	2,273	3.8	2,485	3.6	211	9.3
調整額	△12	△0.0	△8	△0.0	3	-
合計	59,208	100.0	69,161	100.0	9,953	16.8

（注）調整額は、セグメント間の内部売上高または振替高の消去額であります。

② 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において有形固定資産のほか、ソフトウェア等の無形固定資産を含んだ総額247百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資は次のとおりであります。

(総合人材サービス事業)

教育施設（長野県岡谷市 他5施設）	85百万円
基幹システム	51百万円
製造スタッフ管理システム	44百万円
本社ビル（神奈川県横浜市）	20百万円

③ 資金調達の状況

当社の子会社である日総ニフティ株式会社は、金融機関より長期借入金として200百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2019年3月31日を効力発生日として、当社の子会社である日総ニフティ株式会社の営む不動産賃貸事業を会社分割により承継いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 36 期 (2016年3月期)	第 37 期 (2017年3月期)	第 38 期 (2018年3月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高(百万円)	47,335	53,533	59,208	69,161
経常利益(百万円)	885	833	1,781	2,895
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	460	491	1,014	2,053
1株当たり当期純利益(円)	17.37	18.52	37.89	61.58
総資産(百万円)	15,765	17,410	19,870	21,019
純資産(百万円)	4,216	4,601	9,317	10,544
1株当たり純資産(円)	159.00	173.52	280.95	314.20

(注) 1. 当社は、2017年10月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2018年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、2018年8月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割及び2019年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 36 期 (2016年 3月期)	第 37 期 (2017年 3月期)	第 38 期 (2018年 3月期)	第 39 期 (当事業年度) (2019年 3月期)
売 上 高(百万円)	40,397	46,928	53,184	63,474
経 常 利 益(百万円)	690	759	1,759	2,943
当 期 純 利 益(百万円)	344	437	1,000	2,240
1 株当たり当期純利益 (円)	12.99	16.49	37.36	67.18
総 資 産(百万円)	13,233	15,045	17,257	18,482
純 資 産(百万円)	3,348	3,681	8,380	9,852
1 株当たり純資産 (円)	126.27	138.84	252.69	293.58

- (注) 1. 当社は、2017年10月16日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割、2018年 2月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割、2018年 8月22日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割及び2019年 5月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1 株当たり当期純利益」及び「1 株当たり純資産」を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年 2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日総ブレイン株式会社	50百万円	100.0%	一般事務派遣・BPO
日総ぴゅあ株式会社	10百万円	100.0%	障がい者雇用促進を目的とした当社の特例子会社
日総ニフティ株式会社	450百万円	100.0%	介護福祉事業

(4) 対処すべき課題

主要顧客である国内製造業は、好調に推移しておりますが、その一方で就業者不足や商品サイクルの短期化への対応が求められております。これらのニーズに対し、人材サービス業界の果たす役割は今まで以上に大きくなることが予想されます。また、2019年4月1日より順次施行された働き方改革関連法などの影響による企業の人材活用の見直しが進んでいる中で人材サービス業界においては新たな市場の創出が期待されます。

その他の事業においては少子高齢化の進行に伴い、介護業界市場は引き続き拡大することが見込まれておりますが、一方で業界内の再編による競合の増加が予想されます。

このような経営環境の中、当社グループの企業価値と企業の存在意義を継続的、持続的に高めていくためには、主に以下に示す課題があることを認識しております。

(総合人材サービス事業)

① 採用力の強化と人材確保

国内における少子高齢化による労働人口の減少が進む中、あらゆる業界で就業者不足となることが予測されており、当社グループにおいても、就業者の確保は課題であると認識しております。当社グループでは、この人材確保という課題に対し、自社採用サイト「工場求人ナビ」をはじめとしたWeb媒体と求人誌などの紙媒体を有効に活用した募集活動を行うとともに、全国の採用オフィス面接や各地での面接会など様々な面接機会を設けております。そして、面接担当者のマッチングスキルの強化や登録された方に対し継続的なアプローチの実施、さらにスカウトサービスなどの活用など、就業者の確保に向けた様々な取り組みを展開しております。また、就業者が製造業務からエンジニアなどの高度な業務に就き、キャリアアップできるための研修施設を増設し、教育機会を増やす等の教育体制や「技能社員」へ転換できる人事制度を整備し、就業意欲の高揚を図っております。さらに、雇用期間が選択できる制度や女性や高齢者など様々な人が多種多様な働き方ができる制度を構築してまいります。

② 収益性の向上

当社グループでは、製造スタッフ・派遣スタッフが退社すると、欠員による売上機会損失や補充人員採用コストが発生するため、いかに退社を抑制し、定着を高め、採用コストを低減するかが課題であると認識しております。当社グループでは、この課題に対し、業務管理者の管理力の強化と製造スタッフ・派遣スタッフ向けの教育体制を構築しております。業務管理者は定期的な研修受講により現場管理能力を高め、製造スタッフ・派遣スタッフの就業環境の向上に努めております。また、製造スタッフ・派遣スタッフ向けの教育プログラムを整備し、スキルアップできる仕組みや正社員登用などの人事制度の運用によりモチベーションを高め、定着率の向上を図り、収益性の向上に努めてまいります。

(その他の事業)

介護保険法への対応と収益性の向上

わが国の高齢化（総人口に占める65歳以上人口の割合の増加）が進むことに伴い、介護ニーズがさらに高まることが見込まれております。一方で、今後さらに進む少子高齢化に伴い、介護保険制度の見直しが行われる際には介護報酬の抑制傾向は強まるものと予想されます。

また、先行費用が発生する新規施設での入居計画の遅れや既存施設での入居者数の減少による施設稼働率の低下は介護事業の業績に大きく影響を及ぼします。

このような環境の中、当社グループはお客様に安心して利用していただける介護事業者となることが最重要課題と認識しております。

当社グループでは、介護就業者への教育体制を整備し、個人の能力を高めるとともに、これまでに培ったノウハウを活かし、提供サービスの質を高め、施設入居者や介護サービスの利用者の増加を図ってまいります。また、業務の効率化を推進するなど経営体質の改善に取り組み、収益基盤の強化と収益性を高めた事業展開を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社で構成されており、「総合人材サービス事業」及び「その他の事業」を営んでおります。「総合人材サービス事業」では、製造系人材サービスとして製造派遣・製造請負を、事務系人材サービスとして、一般事務派遣、BPO（注）を行っております。また「その他の事業」では、介護・福祉事業（施設介護・在宅介護）を行っております。

当社グループでは、「人を育て 人を活かす」という創業理念に基づき、働く人が働き甲斐を持ち成長していける職場を作り上げていくとともに、企業としての成長にも貢献できるサービスの提供を目指しております。さらに今後においても提供するサービスの質の向上を目指し、当社グループの事業成長を図ってまいります。

（注）BPO（Business Process Outsourcing）とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを、専門企業に外部委託することを指します。

(総合人材サービス事業)

① 製造系人材サービス (当社・日総ぴゅあ株式会社)

イ 製造派遣

製造派遣は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という)に従い事業を行っており、自動車、電子部品、精密機器、住宅設備をはじめとしたメーカーに対し派遣サービスを提供しております。

派遣事業を行う企業は厚生労働省より労働者派遣事業の許可を受け、顧客企業(派遣先企業)と当社との間で労働者派遣契約を締結、また就業希望者と当社との間で雇用契約を締結したうえで就業者を派遣先企業に派遣しております。派遣先企業に派遣された就業者は、派遣先企業の指揮命令のもとで業務に従事し、品質管理や労務管理は派遣先企業が行うこととなります。このように派遣契約においては、派遣労働者の雇用者(当社)と業務上の指揮命令者(派遣先企業)が異なることが特徴であります。

ロ 製造請負

製造請負は、自動車、電子部品、精密機器、住宅設備をはじめとしたメーカーに対しサービスを提供しております。この製造請負では、製造派遣とは異なり、請負会社(当社)が、自ら指揮命令を行い、自社による生産、品質管理や労務管理及び職場運営体制を構築しなければならないことが特徴であり、発注者(メーカー)からの注文に対し、自社管理体制のもとで製造や加工、検査等を行い、完成品(成果)を納品しております。

ハ その他

上記に含まれないものとして、当社の特例子会社(注)(日総ぴゅあ株式会社)において軽作業請負、物販事業を行っております。

(注) 特例子会社：障害者の雇用機会の確保(法定雇用率)は、個々の事業主(企業)ごとに義務づけられていますが、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されているものとみなして、実雇用率が算定できます。

② 事務系人材サービス (日総ブレイン株式会社)

一般事務派遣、BPO

一般事務派遣は、労働者派遣法に従い事業を行っており、主としてオフィス事務や受付業務などの派遣サービス提供を行っております。

派遣事業を行う企業は労働者派遣事業の許可を受け、顧客企業(派遣先企業)と日総ブレイン株式会社との間で労働者派遣契約を締結、また就業希望者と日総ブレイン株式会社との間で雇用契約を締結したうえで就業者を派遣先企業に派遣しております。この派遣契約においては派遣労働者の雇用者(日総ブレイン株式会社)と業務上の指示命令者(派遣先企業)が異なることが特徴であります。

また、一括して業務を受託するBPOを一部行っております。

(その他の事業) (日総ニフティ株式会社)

神奈川県横浜市及び福島県いわき市を中心として、施設介護(介護付有料老人ホーム)及び在宅介護等の介護・福祉事業を展開しております。

① 施設介護

神奈川県横浜市にて、有料老人ホーム6か所を運営し入居者に対する介護サービスの提供を行っております。

② 在宅介護

介護ステーションを神奈川県横浜市に1か所、福島県いわき市に2か所、通所介護施設を福島県いわき市に2か所展開しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社	神奈川県横浜市港北区	
事業拠点	札幌営業所 (北海道札幌市)	長野事業所 (長野県松本市)
	秋田事業所 (秋田県大仙市)	浜松営業所 (静岡県浜松市)
	酒田営業所 (山形県酒田市)	名古屋事業所 (愛知県名古屋市)
	北上事業所 (岩手県北上市)	金沢事業所 (石川県金沢市)
	仙台事業所 (宮城県仙台市)	富山営業所 (富山県富山市)
	福島営業所 (福島県郡山市)	滋賀営業所 (滋賀県近江八幡市)
	宇都宮事業所 (栃木県宇都宮市)	大阪事業所 (大阪府大阪市)
	大宮事業所 (埼玉県さいたま市)	岡山営業所 (岡山県岡山市)
	千葉営業所 (千葉県千葉市)	広島事業所 (広島県広島市)
	横浜事業所 (神奈川県横浜市)	島根事業所 (島根県出雲市)
	厚木事業所 (神奈川県厚木市)	福岡事業所 (福岡県福岡市)
	八王子営業所 (東京都八王子市)	

② 子会社

会社名	本店所在地
日総ブレイン(株)	神奈川県横浜市鶴見区
日総ぴゅあ(株)	神奈川県横浜市港北区
日総ニフティ(株)	神奈川県横浜市港北区

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数 (人)
総合人材サービス事業	1,355 (253)
その他の事業	250 (45)
合計	1,605 (298)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. このほかに無期雇用社員・期間契約社員 (製造スタッフ、派遣スタッフ) が最近1年間の平均で13,449名おります。

② 当社の状況

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,155 (237)	41.0	9.2	4,458,610

セグメントの名称	従業員数 (人)
総合人材サービス事業	1,155 (237)
合計	1,155 (237)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. このほかに無期雇用社員・期間契約社員 (製造スタッフ) が最近1年間の平均で12,583名おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株	式	会	社	横	浜
				銀	行
					933百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 51,200,000株

(注) 2018年8月6日開催の取締役会決議により、2018年8月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は25,600,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 16,980,600株 (うち自己株式200,087株)

(注) 1. 2018年8月6日開催の取締役会決議により、2018年8月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は8,363,540株増加しております。

2. 当事業年度中のストックオプションの行使により、発行済株式の総数が398,200株増加しております。

③ 株主数 2,187名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社CWホールディングス	3,456,000株	20.60%
清水興産株式会社	2,846,000株	16.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,114,600株	12.60%
清水唯雄	996,400株	5.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	903,000株	5.38%
清水智華子	487,000株	2.90%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	423,000株	2.52%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	416,500株	2.48%
MSIP CLIENT SECURITIES	277,200株	1.65%
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	276,600株	1.65%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(200,087株)を控除して計算しております。
2. 当社は、2018年11月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。
- ア. 取得対象株式の種類 当社普通株式
- イ. 取得した株式の総数 200,000株
- ウ. 取得価額の総額 342,400,000円
- エ. 取得日 2018年11月20日
- オ. 取得理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため並びに、売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を実施しました。
3. 2019年1月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社並びにその共同保有者であるBlackRock(Luxembourg) S. A.、BlackRock International Limitedが2018年12月31日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
ブラックロック・ジャパン株式会社	187,000株	1.11%
BlackRock(Luxembourg) S. A.	444,800株	2.65%
BlackRock International Limited	84,300株	0.50%
合計	716,100株	4.27%

4. 2018年7月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社りそな銀行が2018年7月13日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
株式会社りそな銀行	297,900株	3.57%

5. 2019年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社りそな銀行が2019年4月15日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
株式会社りそな銀行	23,000株	0.14%
りそなアセットマネジメント株式会社	1,141,600株	6.75%
合計	1,164,600株	6.89%

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

また、会社法第184条第2項の規定に基づき、株式分割の効力発生日である2019年5月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は51,200,000株増加して102,400,000株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年3月22日
新 株 予 約 権 の 数		35,580個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 2,846,400株 (新株予約権1個につき80株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 新 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 4,200円 (1株当たり 53円)
権 利 行 使 期 間		2018年3月23日から 2023年3月22日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 状 況 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 4,290個 目的となる株式数 343,200株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問、嘱託もしくは従業員の状態にあることを要するものとします。但し、任期満了による退任、定年退職の場合については、この限りではありません。
2. 2017年9月15日開催の取締役会決議により、2017年10月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2018年1月15日開催の取締役会決議により、2018年2月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2018年8月6日開催の取締役会決議により、2018年8月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割及び2019年3月15日開催の取締役会決議により、2019年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	清水唯雄	清水興産株式会社 代表取締役社長 社会福祉法人近代老人福祉協会 理事長
代表取締役社長	清水竜一	日総ニフティ株式会社 取締役 清水興産株式会社 取締役 一般社団法人日本生産技能労務協会 理事 株式会社CWホールディングス 代表取締役
代表取締役副社長	矢花卓夫	日総ブレイン株式会社 取締役
取締役	松尾伸一	管理本部長 兼 総務部長 日総びゅあ株式会社 取締役
取締役	堀澤茂	かない総合法律事務所 所長 社会福祉法人白百合会 第三者委員 社会福祉法人鶴見乳幼児福祉センター 理事
取締役	門澤慎	門澤公認会計士事務所 所長 一般社団法人虎ノ門会 理事 株式会社ブルーアス・マネジメントアドバイザリー 代表取締役社長
常勤監査役	宇田川利保	
監査役	石田章	株式会社カワタ 社外取締役 (監査等委員)
監査役	長谷川隆太	

- (注) 1. 取締役堀澤茂氏及び取締役門澤慎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石田章氏及び監査役長谷川隆太氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である堀澤茂氏及び門澤慎氏並びに社外監査役である石田章氏及び長谷川隆太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役門澤慎氏、監査役石田章氏及び監査役長谷川隆太氏の各氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役門澤慎氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役石田章氏及び長谷川隆太氏の各氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い知見を有しております。
5. 矢花卓夫氏は、2018年10月1日付で取締役副社長から代表取締役副社長に昇格しております。
6. 当事業年度末日後の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
清水 竜一	代表取締役社長	代表取締役会長	2019年4月1日
矢花 卓夫	代表取締役副社長	代表取締役社長	2019年4月1日
清水 唯雄	代表取締役会長	取締役	2019年4月1日

- ② 事業年度中に退任した取締役
該当事項はありません。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
- ④ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取 （うち社外取締役）	6名 (2名)	183百万円 (10百万円)
監 （うち社外監査役）	3名 (2名)	28百万円 (13百万円)
合 （うち社外役員計）	9名 (4名)	211百万円 (23百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第26回定時株主総会において、ストックオプション報酬額を含めて年額400百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第26回定時株主総会において、ストックオプション報酬額を含めて年額60百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の兼務の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役堀澤茂氏は、かない総合法律事務所所長、社会福祉法人白百合会第三者委員及び社会福祉法人鶴見乳幼児福祉センター理事であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役門澤慎氏は、門澤公認会計士事務所所長、一般社団法人虎ノ門会理事及び株式会社プルータス・マネジメントアドバイザー代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役石田章氏は、株式会社カワタ社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 堀 澤 茂	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、取締役会において、主にコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。
取締役 門 澤 慎	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、取締役会において、主に財務及び会計の観点から適宜発言を行っております。
監査役 石 田 章	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に、また、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、他社の経営者としての豊富な経験から適宜発言を行っております。
監査役 長谷川 隆 太	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に、また、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関における豊富な経験から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「コンフォートレター作成業務」についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

- ⑥ 会計監査人が現に受けている業務停止処分
該当事項はありません。

- ⑦ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）が業務の適正を確保できるよう、その体制の整備について、取締役会において以下のとおり決議しています。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載するなどして使用人への周知徹底を図っている。

②当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「グループ統制委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。

③取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告するものとする。

④当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。

⑤当社は、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書について、「文書管理規程」を定め、管理責任を明確にしたうえ、適正に保存・管理する。また、必要に応じ、閲覧できる体制を維持する。

②当社は、機密に係る情報について、「情報管理規程」を定め、セキュリティの確保を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、事業目的に影響を与えるリスク（以下リスクという）について、「リスク管理規程」を定めるとともに、リスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、当社グループ各社が参加する「グループ統制委員会」（以下「委員会」という）を設置する。委員会は、原則として四半期に1回開催し、その他必要に応じて随時開催するものとする。

②委員会は、「リスク管理規程」に基づいて、具体的なリスクの特定・分析・評価を行い、その対応方針を定める。また、リスク管理状況を監視し、緊急対応の必要がある場合は、緊急の委員会を開催して必要な対応を行う。

③委員会は、リスクに関する事項を定期的に取り締役に報告する。

④当社グループの各部門長は、担当部門領域におけるリスク管理の責任を負い、リスクに関し報告が必要な緊急事態が発生した場合は、速やかに委員会事務局へ報告しなければならない。また、担当部門領域において明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に盛り込む等、適切な管理を行わなければならない。

⑤当社グループの各部門長は、複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処しなければならない。

⑥当社グループは、事業目的に影響を与えるリスク等が顕在化した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程等に定め、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持及び向上を図る。

⑦当社グループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進められる体制の整備に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループは、「取締役会規程」を定め、取締役会の運営や付議事項等を明確にする。

②取締役会は、取締役及び使用人の業務遂行の円滑かつ効率的な運営を図るため、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、各部門の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載するなどして使用人への周知徹底を図っている。

②当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「グループ統制委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。

③当社グループは、「公益通報者保護規程」を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

④当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。

⑤当社は、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、当社グループの公正な事業活動を推進するため、当社グループ共通の「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定め、当社グループ各社は、取締役及び使用人に周知徹底を図るものとする。

②当社は、当社グループの経営強化を図るため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。

③当社の内部監査部門は、当社グループ各社に対し、定期的に、また、必要に応じて監査を実施する。また、内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携し、監査を通じて、当社グループの業務の適正の確保に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、直ちに選任を行う。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

①当社は、監査役の職務を補助する使用人に、監査役の指揮命令の下で職務を執行させるものとする。

②当社は、監査役の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定について、監査役と事前に協議しなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社は、「取締役会」、「グループ統制委員会」、その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。

②当社の代表取締役及び内部監査部門は、監査役と連携を保ち、定期的に情報交換を行う。

③当社グループの取締役及び使用人は、監査役から重要な情報の報告を求められた場合、これに応じなければならない。

④当社は、監査役への報告に関し、当該報告者が、その報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、「取締役会」、「グループ統制委員会」、その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。

②当社は、監査役の求めに応じ、会議議事録等の重要文書を閲覧できる体制を整備する。

③当社は、監査役が職務を遂行するために要する費用について監査役に確認の上、予算を策定し、また、監査役が職務等を執行するにあたり生ずる費用の前払いまたは償還の体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

①健全で誠実な事業活動を行う企業としての根幹となる考え方を示す「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針となる「日総グループ社員行動規範」を定めており、当憲章及び当規範を記したポケットリーフレット「日総みちしるべ」を、当社及び子会社の役員・従業員に配布して法令遵守や倫理的な行動の周知徹底を図っております。

②「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する教育体制を整え、役員・従業員に対し、定期教育を実施しました。

③当社及び子会社では、法令違反等を早期に発見するため、「公益通報者保護規程」を定め、外部窓口として「日総グループ内部通報窓口」を設置し、通報者への不利益な取り扱いを禁止するとともに、通報があった場合の調査、是正措置及び再発防止措置を講じる体制を整え、運用しております。

2. リスク管理体制

①「リスク管理規程」を整備し、取締役、監査役、部門長、子会社代表、子会社代表社員が参加する「グループ統制委員会」を、当事業年度は5回開催しました。また、リスクマップを整備し、事業に影響を与えるリスクの特定・分析・評価を行って、リスクに適切に対応するための体制を整え、運用しております。

②「リスク管理規程」に基づき、リスクに関する教育体制を整え、役員・従業員に対し、定期教育を実施いたしました。

③「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、内部監査報告書を通じて、当社及び子会社の社長に報告がなされております。

3. 当社グループ経営管理体制

①「取締役会規程」において、子会社の経営に関する重要事項については、当社取締役会で決議を行うことを定めており、本規程に基づいた決議が適正に行われております。

②毎月1回、「グループ会議」を開催し、業績その他経営に関する重要事項の報告、討議を行っており、当社グループの経営強化を図っております。当事業年度は12回開催いたしました。

4. 取締役の職務執行について

社外取締役2名を含む6名で構成された取締役会を当事業年度は定例で12回、臨時で9回開催いたしました。計21回の取締役会において、事業の報告及び経営上の重要事項の承認等を行いました。

5. 監査役の職務執行について

①監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整え、運用しております。

②監査役が「取締役会」、「グループ会議」、「グループ統制委員会」に出席し、必要のある時は意見を述べることで、取締役の職務執行の状況を監査しております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。さらに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③当事業年度において、監査役会は13回開催いたしました。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と企業価値の向上を経営の重要課題と位置付けており、成長投資のための資金の確保、並びに事業環境の変化に対応できる企業体質の強化とのバランスを考慮しつつ、連結配当性向30%を目安に、株主の皆さまへ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,174,293	流動負債	9,161,879
現金及び預金	5,633,545	1年内返済予定の長期借入金	183,202
受取手形及び売掛金	7,757,343	リース債務	110,365
前払費用	561,203	未払費用	4,751,535
その他	232,525	未払法人税等	742,813
貸倒引当金	△10,323	未払消費税等	1,418,779
固定資産	6,844,993	賞与引当金	738,891
有形固定資産	4,942,904	その他	1,216,291
建物及び構築物	2,033,245	固定負債	1,312,438
土地	2,760,323	長期借入金	750,652
その他	149,335	リース債務	146,903
無形固定資産	359,950	退職給付に係る負債	124,065
リース資産	216,389	その他	290,817
その他	143,560	負債合計	10,474,318
投資その他の資産	1,542,138	(純資産の部)	
投資有価証券	167,166	株主資本	10,535,146
長期貸付金	1,587	資本金	2,006,269
敷金及び保証金	660,933	資本剰余金	2,357,219
繰延税金資産	373,193	利益剰余金	6,514,260
退職給付に係る資産	5,128	自己株式	△342,603
その他	335,414	その他の包括利益累計額	9,821
貸倒引当金	△1,285	その他有価証券評価差額金	41,379
資産合計	21,019,286	為替換算調整勘定	1,256
		退職給付に係る調整累計額	△32,813
		純資産合計	10,544,968
		負債純資産合計	21,019,286

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	69,161,550
売上原価	56,922,021
売上総利益	12,239,528
販売費及び一般管理費	9,370,104
営業利益	2,869,424
営業外収益	
受取利息	3,812
受取配当金	13,530
助成金収入	49,129
受取家賃	40,728
その他	40,564
営業外費用	
支払利息	30,591
持分法による投資損失	2,504
支払手数料	19,116
賃貸費用	23,888
その他	45,678
経常利益	2,895,411
特別利益	
投資有価証券売却益	74,105
特別損失	
減損損失	65,957
税金等調整前当期純利益	2,903,559
法人税、住民税及び事業税	885,050
法人税等調整額	△35,396
当期純利益	2,053,906
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,053,906

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	1,985,364	2,336,314	4,808,584	-	9,130,263
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	20,905	20,905			41,811
剰余金の配当			△348,230		△348,230
親会社株主に帰属する当期純利益			2,053,906		2,053,906
自己株式の取得				△342,603	△342,603
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	20,905	20,905	1,705,675	△342,603	1,404,883
当期末残高	2,006,269	2,357,219	6,514,260	△342,603	10,535,146

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	160,525	1,529	25,302	187,357	9,317,621
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					41,811
剰余金の配当					△348,230
親会社株主に帰属する当期純利益					2,053,906
自己株式の取得					△342,603
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△119,145	△273	△58,116	△177,536	△177,536
当期変動額合計	△119,145	△273	△58,116	△177,536	1,227,347
当期末残高	41,379	1,256	△32,813	9,821	10,544,968

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,493,593	流動負債	8,365,691
現金及び預金	4,928,831	1年内返済予定の長期借入金	67,500
受取手形及び売掛金	7,017,139	リース債務	109,841
前払費用	510,670	未払費用	4,506,285
その他	43,313	未払法人税等	721,727
貸倒引当金	△6,361	未払消費税等	1,403,896
固定資産	5,988,942	賞与引当金	636,860
有形固定資産	4,729,947	その他	919,581
建物及び構築物	1,921,025	固定負債	263,852
土地	2,666,264	リース債務	146,903
その他	142,657	退職給付引当金	109,317
無形固定資産	348,614	その他	7,631
リース資産	216,389	負債合計	8,629,544
その他	132,225	(純資産の部)	
投資その他の資産	910,380	株主資本	9,811,612
投資有価証券	167,166	資本金	2,006,269
関係会社株式	256,876	資本剰余金	2,357,219
長期貸付金	1,587	資本準備金	2,357,219
敷金及び保証金	68,261	利益剰余金	5,790,725
前払年金費用	32,520	利益準備金	40,000
繰延税金資産	343,339	その他利益剰余金	5,750,725
その他	40,930	別途積立金	2,800,000
貸倒引当金	△302	繰越利益剰余金	2,950,725
資産合計	18,482,536	自己株式	△342,603
		評価・換算差額等	41,379
		その他有価証券評価差額金	41,379
		純資産合計	9,852,991
		負債純資産合計	18,482,536

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	63,474,360
売上原価	51,870,635
売上総利益	11,603,725
販売費及び一般管理費	8,641,169
営業利益	2,962,556
営業外収益	
受取利息	13,976
受取配当金	13,530
助成金収入	12,693
受取家賃	55,914
その他	14,878
合計	110,993
営業外費用	
支払利息	15,468
支払手数料	19,116
賃借費用	59,233
その他	36,215
合計	130,034
経常利益	2,943,514
特別利益	
投資有価証券売却益	74,105
合計	74,105
税引前当期純利益	3,017,620
法人税、住民税及び事業税	867,367
法人税等調整額	△90,468
当期純利益	2,240,721

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	1,985,364	2,336,314	2,336,314	40,000	2,800,000	1,058,234	3,898,234	-	8,219,913
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	20,905	20,905	20,905						41,811
剰余金の配当						△348,230	△348,230		△348,230
当期純利益						2,240,721	2,240,721		2,240,721
自己株式の取得								△342,603	△342,603
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	20,905	20,905	20,905	-	-	1,892,490	1,892,490	△342,603	1,591,698
当期末残高	2,006,269	2,357,219	2,357,219	40,000	2,800,000	2,950,725	5,790,725	△342,603	9,811,612

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	160,525	160,525	8,380,438
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			41,811
剰余金の配当			△348,230
当期純利益			2,240,721
自己株式の取得			△342,603
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△119,145	△119,145	△119,145
当期変動額合計	△119,145	△119,145	1,472,552
当期末残高	41,379	41,379	9,852,991

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

日総工産株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日総工産株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日総工産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

日総工産株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日総工産株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

日総工産株式会社 監査役会
常勤監査役 宇田川利保 ㊞

社外監査役 石田章 ㊞

社外監査役 長谷川隆太 ㊞

以上

(ご参考) サステナビリティへの取り組み

日総グループの持続的な成長を図るため、
E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）に
おける課題への取り組みを推進しております



	課 題	取り組み内容
E 環境 Environment	事業活動における 環境負荷を低減	<ul style="list-style-type: none">・ISO14001：2015の認証取得（本社）・日総工業株式会社環境方針に定められた5つの活動の推進 ①事務所内の電気節減の徹底 ②エコドライブの推進 ③廃棄物の分別収集の徹底 ④地域の環境保全活動へ積極的に貢献する ⑤会社で使う備品のグリーン購入率を高める
S 社会 Social	多様な人材の 活躍を推進 地域や社会への 貢献	<ul style="list-style-type: none">・全社教育計画の策定及び継続的な教育の企画・実施・改善事例発表大会（年1回）、技術交流会（年3回）の実施・キャリアコンサルティング、資格取得支援制度の運用・特例子会社日総びゅうあ株式会社における障がい者雇用の推進・地域イベントやスポーツへの参加・協力
G ガバナンス Governance	ガバナンス体制 の強化 コンプライアンス・ 適正な事業運営	<ul style="list-style-type: none">・グループ統制委員会によるグループガバナンスの点検（年4回）・内部監査室による業務監査の定期実施（全部門・全拠点）・災害・事故・トラブル等の報告体制、再発防止の仕組み整備・製造請負優良適正事業者認定（2011年～）・優良派遣事業者認定（2015年～）・プライバシーマーク取得（2006年～）・ISO9001：2015認定（金沢KKM2011年～）

◆日総グループは持続可能な開発目標（SDGs）を目指した活動を推進する
国連グローバル・コンパクトの4分野10原則に賛同し、2019年3月18日に署名、
参加いたしました。



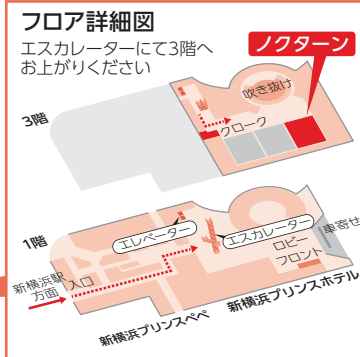
株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン

アクセス

JR「新横浜」駅
横浜線(北口)から徒歩2分
東海道新幹線(東口または西口)から徒歩2分
※改札口をられましたら、横浜アリーナ方面出口へとお向かいください。
横浜市営地下鉄「新横浜」駅
(出口3Aまたは3B)から徒歩2分



日総工産株式会社

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

